○　山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則

平成２８年３月３１日
公安委員会規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、警察法施行令（昭和２９年政令第１５１号）第１３条第２項の規定に基づき、山口県公安委員会に対する審査請求の手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）に定めるところによる。

（審理官）

第３条　山口県警察本部長（以下「本部長」という。）は、山口県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての山口県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う当該審査請求に係る審理に関する事務について必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる山口県警察本部（以下「本部」という。）の職員のうちから当該事務を補佐する者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第２４条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

２　本部長は、前項の規定により２人以上の者を指名する場合には、そのうち１人を当該者が行う事務を総括する者として指定するものとする。

３　本部長が第１項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人の代理人

(5) 前２号に掲げる者であった者

(6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(7) 利害関係人

４　本部長は、第１項の規定による指名を受けた者（以下「審理官」という。）が前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったときは、当該指名を取り消さなければならない。

５　審理官は、必要な審理を終えることができると認めるときは、速やかに、審理経

過調書を作成し、これを審査庁に提出しなければならない。

（物件の提出）

第４条　法及び行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号。以下「令」という。）の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、本部を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第５条　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第１１条第２項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

２　審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知の方式等）

第６条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第１３条第１項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可に係る利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第１３条第２項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

３　審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第７条　法第２３条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止の通知）

第８条　審査庁は、法第２５条第２項に規定する執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（審査庁以外の処分庁に限る。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第２５条第２項の申立てがあった場合において、同項に規定する執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第９条　審査庁は、法第２６条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第１０条　審査庁は、法第２７条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

２　審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第３２条第１項若しくは第２項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）及び法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３３条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件（以下単に

「物件」という。）をその提出人に返還しなければならない。この場合において、証拠書類等及び物件の返還は、還付請書と引換えに行わなければならない。

（弁明書の提出の要求の方式）

第１１条　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第２９条第２項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき相当の期間の通知）

第１２条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３０条第１項又は第２項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（意見の陳述の招集の通知の方式等）

第１３条　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３１条第２項の規定による指定及び招集は、書面により行うものとする。

２　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３１条第１項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

(1) 事件名

(2) 意見の陳述の日時及び場所

(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所

(4) 意見の陳述の要旨

（補佐人とともに出頭することに係る許可の通知）

第１４条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３１条第３項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき相当の期間の通知）

第１５条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３２条第３項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（物件の提出の要求の通知等）

第１６条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３３条の申立てが行われた場合において、同条の規定による提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３１条第１項の規定による意見の陳述又は法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３７条第１項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３３条の規定による職権による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

（証拠書類等の管理）

第１７条　審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成しなければならない。

(1) 事件名

(2) 提出を受けた年月日

(3) 提出人の氏名及び住所

(4) 提出を受けた証拠書類等又は物件の標目

２　審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等又は物件の提出人に交付しなければならない。

３　審査庁は、提出を受けた証拠書類等又は物件を留め置く必要がなくなったと認めるときは、速やかに、当該証拠書類等又は当該物件をその提出人に返還しなければならない。

４　第１０条第２項後段の規定は、法第５３条及び前項の規定による返還について準用する。

（証拠書類等の提出に係る通知）

第１８条　審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参考人の陳述等の通知等）

第１９条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３４条の申立てが行われた場合において、同条の規定による陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３４条の規定による職権による陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

３　第１３条第２項の規定は口頭による法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３４条の規定による陳述について、第１６条第１項ただし書の規定は第１項の規定による通知について、それぞれ準用する。

（検証の通知等）

第２０条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３５条第１項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３５条第２項の規定による通知は、書面により行うものとする。

３　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３５条第１項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

(1) 事件名

(2) 検証の日時及び場所

(3) 立会人の氏名及び住所

(4) 検証の結果

４　第１６条第１項ただし書の規定は、第１項の規定による通知について準用する。

（質問の通知等）

第２１条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３６条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

２　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３６条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該質問を受けるべき者に対し、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

３　第１３条第２項の規定は口頭による法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３６条の規定による質問について、第１６条第１項ただし書の規定は第１項の規定による通知について、それぞれ準用する。

（意見の聴取の通知等）

第２２条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３７条第１項の規定により招集しようとするときは、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３７条第３項の規定による通知は、書面により行うものとする。

３　第１３条第２項の規定は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３７条第１項又は第２項の規定による意見の聴取について準用する。

（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）

第２３条　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３８条第２項の規定による提出書類等の提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

２　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３８条第３項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

（審理手続の併合又は分離の通知）

第２４条　審査庁は、法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第３９条の規定により審理手続を併合し、又は分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知の方式）

第２５条　法第９条第３項の規定により読み替えて適用する法第４１条第３項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

（公示の方法による送達の通知）

第２６条　審査庁は、法第５１条第２項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　行政庁の処分又は不作為についての山口県公安委員会に対する不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則　（令和５年３月２８日公安委員会規則第３号）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　山口県情報公開条例の一部を改正する条例（令和４年山口県条例第４２号）附則第３項に規定する審査請求及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年山口県条例第４０号）附則第５項に規定する審査請求については、なお従前の例による。

附　則　（令和８年３月２４日公安委員会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。